

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（経済産業省）

制 度 名	特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（大気汚染防止法等）	
税目（条文番号）	所得税（租税特別措置法第 37 条第 1 項第 2～4 号、第 37 条の 4、租税特別措置法施行令第 25 条、第 25 条の 2、租税特別措置法施行規則第 18 条の 5） 法人税（租税特別措置法第 65 条の 7 第 1 項第 2～4 号、第 65 条の 8、第 65 条の 9、租税特別措置法施行令第 39 条の 7、租税特別措置法施行規則第 22 条の 7）	
見 直 し の 内 容	次の各法関係の特例措置について、平成 22 年度末の適用期限の延長を要望しない。 ① 大気汚染防止法 ② 騒音規制法 ③ 水質汚濁防止法 ④ 湖沼水質保全特別措置法	
	平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）	0 百万円 （ - 百万円）
廃 止 又 は 縮 減 の 理 由	本税制措置は、公害発生施設の集中を緩和するため、公害発生施設を規制区域から区域外へ移転する際に、その資産の帳簿価格を圧縮限度額の範囲内で損金経理により減額する措置である。大気分野では NO2・SPM・SO2 等は環境基準をほぼ達成し、水質分野における BOD・COD 等及び騒音分野においても環境基準を 8 割以上達成しているところであるが、本税制措置の需要がないため、適用期限の延長を要望しない。	